

四
發行方法の適用
三
の法規の根柢
二
の法律項及びその根柢
一
の発行規則及びその記載
平成二十一年次三月〇日
省令第十三十号
財務省告示第十二号
債券発行規則

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II 加場び札格第参市行争
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一よ格に
い・行募各るの行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

發

者 特 国	札 非	入 價	入 價
・ 別 債	發 競	札 格	行 札 格
第 参 市	行 争	發 競	發 競
I 加 場	入	行 争	額 行 争

國 条 特 九 国 条 特 十 は づ 法 十 つ 定 四 面 行 十 円 八 国 項 の 二 八 つ 定 う 億 額
債 の 別 億 債 の 別 五 、 き 第 六 い に 十 金 し 六 、 百 債 の 特 十 億 い に ち 円 面
に 規 会 千 に 規 会 億 額 發 六 億 て 基 万 額 た 条 特 八 に 規 例 三 六 て 基 、 金
つ 定 計 二 つ 定 計 七 面 行 十 四 は づ 円 で 利 第 別 い に に 百 い に に 千 金 し 二 千 、 き 、 千 付 一 会
て 基 關 万 て 基 關 五 額 た 条 四 額 發 同 八 国 項 計 、 づ す 円 、 づ す 百 で 利 第 百 面 行 法 百 債 の に
額 き る 額 き る 十 一 付 一 九 金 し 第 五 に 規 關 、 き 法 け 十 金 し 四
面 發 法 面 發 法 万 兆 国 項 十 額 た 四 十 つ 定 す 、 き 法 け 十 金 し 四
金 行 律 金 行 律 円 四 債 の 五 で 利 十 億 い に る 額 き る 額 き る 十 一 付 一 九 金 し 二 債 円 五 付 一
額 し 第 額 し 第 千 に 規 万 千 付 七 六 て 基 法 三 面 行 第 公 万 で 利 第
で た 四 で た 四 三 つ 定 円 二 国 条 千 は づ 律 三 額 た 条 の 、 百 国 項
千 利 十 八 利 十 百 い に 、 百 債 の 四 、 き 第 十 で 利 第 百 額 發 四 万 千 付 一 行 成 十 に 規
九 付 七 十 付 七 六 て 基 同 八 に 規 百 額 發 四 万 千 付 一 行 成 六

十	九	八	二	ハ	口	イ	七		二
發		振額最				払			
行	替	低行争非者特国行争非者特国札非入価込				行争非者特国行争非			
單	額	入価・別債	入価・別債	発競札格金		入価・別債	入価		
位	面	札格第參市	札格第參市	行争發競		札格第參市	札格		
日	位	金	發競II加場	發競I加場	入行争額	發競II加場	發競		
平す額の振		五	円二	円千八八	二	三国条特	百		
成るの記替		万	千	九百十	兆	百債の別	三		
二。整載法		円	三	百円九	十	九に規会	十五		
十四数又の			三百	三億	三億	億つ定計	五		
四倍は規			十四	十三	三億	円いにに	億		
年の記定			四	十九	五千	て基関	円		
三年三月に			億	億	三千	、づす			
額はよ			五	六	七百	額きる			
に、る			千	千三	二百	面發法			
二十よ最振			四	四十	二十	金行律			
一日も額口		低替	百	百八	十万	額し第			
の面座			十六	四十	万八	でた四			
と金簿			万	万	千	二利十			
						千付七			

の経利入価・別債行争非者特国札非入価発
払過札格第参市及入価・別債発競札格行
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争發競価
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場、入行争格

(二)	(一) 年	錢額	錢額
時額金にの口るに	む十式は一	面以面	
にへ額よに座も係發	も号に、募・	金上金	
おたにりつにのる行	のによ払入○	額の額	
いだ百算い記と所時	と規り込決パ	百そ百	
てし分出て載し得に	す定算金定।	円れ円	
取、のしは又て税お	るす出額のセ	にぞに	
得当二た、は振がい	。るしに通ン	つれつ	
す該十金前記替源て	期た加知ト	きのき	
る國を額記録口泉、	日金えを	百応百	
者債乗か(一)さ座徵そ	に額、受	円募円	
がをじらのれ簿収の	払を次け	二価二	
非發た當算る中さ利	い第のた	十格十	
居行金該式ものれ子	込二算者	四三	

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100 \times \frac{1}{365}}$$

二十九八七六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期参所金金期
日加支額限子以

初期利子

平成二十一年三月二十一日
財務大臣から通知を受けた者
本面成子、支年銀金三をそ
額十支の期月百四十円日
額平利てを毎年う以し十
日と二月支び間に期月
利と償償の二年九月に
支額限子以

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住す次そ銀額し二除税外しは者る号の行を、十すの国た、又期及翌休支次四る税法金額記外日び営業払の年九ことがに(一)國に第業日う算九月が乗じた法定人につ十日に式月が適用該算人でい六にたに二できを非式でて号支當だよ十りる同に払たしり日。金額)を受居にあじおうる、算を。いへと支出支。て以き払し払

$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100 \times 1}$

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住す次そ銀額し二除税外しは者る号の行を、十すの国た、又期及翌休支次四る税法金額記外日び営業払の年九ことがに(一)國に第業日う算九月が乗じた法定人につ十日に式月が適用該算人でい六にたに二できを非式でて号支當だよ十りる同に払たしり日。金額)を受居にあじおうる、算を。いへと支出支。て以き払し払